（使用の廃止に伴う措置）

第五十七条の五　使用者は、核燃料物質の全ての使用を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2　使用者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条第二項において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3　第十二条の六第三項から第九項までの規定は、使用者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第五十七条の五第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第五十七条の五第二項」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第五十二条第一項の許可」と読み替えるものとする。

第五十七条の六を削る。

第五十七条の七第四項中「第五十七条の七第二項」を「第五十七条の六第二項」に、「第五十七条の六第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同条を第五十七条の六とし、第五十七条の八を第五十七条の七とする。

第五章の四中第五十七条の九を第五十七条の八とする。

第六十一条第十号中「第四十三条の三の三十四第二項」を「第四十三条の三の三十五第二項」に、「第五十七条の七第二項」を「第五十七条の六第二項」に、「第四十三条の三の三十五第四項」に、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四項」に改める。

第六十一条の三第一項第六号中「第四十三条の三の三十四第四項」を「第四十三条の三の三十五第四項」に改め、同条第三項中「第五十七条の八第二項第六号」を「第五十七条の七第二項第六号」に改める。

第六十九条第二項中「第四十三条の三第二項」を「第四十三条の二の二第二項」に改める。

第七十条中「（平成二十六年法律第六十八号）」を削る。

第七十二条第二項中「第四十三条の三第一項」を「第四十三条の二の二第一項」に改め、同条第五項中「第四十三条の三の三十三第三項」を「第四十三条の三の三十四第四項」を「第五十七条の五第三項」に、「第四十三条の三の三十四第四項」を「第四十三条の三の三十五第四項」に、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四項」に、「第五十七条の八第二項第六号」を「第五十七条の七第二項第六号」に改める。

第七十五条第一項第三号中「第四十三条の三の三十三第三項」を「第四十三条の三の三十四第三項」に、「第五十七条の六第三項」を「第五十七条の五第三項」に、「第四十三条の三の三十五第四項」に、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四項」に、「第四十三条の三の三十三第二項、第四十三条の三の三十四第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に、「第五十七条の六第二項、第五十七条の七第二項」を「第五十七条の五第二項、第五十七条の六第二項」に改め、同項第六号中「第四十三条の三の三十三第三項」を「第五十七条の六第三項」に、「第五十七条の五第三項」を「第五十七条の六第三項」に、「第四十三条の三の三十四第四項」を「第四十三条の三の三十五第四項」に、「第五十七条の七第四項」を「第五十七条の六第四項」に改める。

第七十八条第五号中「第四十三条の三第一項」を「第四十三条の二の二第一項」に改め、同条第五号の三中「第四十三条の三の三十三第二項」を「第四十三条の三の三十四第二項」に、「第五十七条の六第二項」を「第五十七条の五第二項」に改め、同条第五号の四中「第四十三条の三の三十三第三項」を「第四十三条の三の三十四第三項」に、「第五十七条の六第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、同条第五号の五中「第四十三条の三の三十四第二項」を「第四十三条の三の三十五第二項」に、「第五十七条の七第二項」を「第五十七条の六第二項」に改め、同条第五号の六中「第四十三条の三の三十四第三項」を「第四十三条の三の三十五第三項」に、「第五十七条の七第三項」を「第五十七条の六第三項」に改め、同条第五号の七中「第四十三条の三の三十四第四項」を「第四十三条の三の三十五第四項」に改め、同条第五号の九中「第四十三条の三の三十三第一項」を「第四十三条の三の三十四第一項」に改め、同条第二十号中「第五十一条の二第二項第二号」を「第五十一条の二第三項第二号」に改め、同条第二十一号中「特定廃棄物埋設施設」を「特定第一種廃棄物埋設施設」に改め、同条第二十二号の三の次に次の二号を加える。

二十二の四　第五十一条の二十九第一項の許可を受けないで土地を掘削した者

二十二の五　第五十一条の三十の規定による命令に違反した者

第七十八条第二十四号の二中「第五十七条の六第一項」を「第五十七条の五第一項」に改め、同条第二十六号中「第七十八条の四」を「第七十八条の五」に改める。

第七十八条の四を第七十八条の五とする。

第七十八条の三の次に次の一条を加える。

第七十八条の四　第六十二条の二第一項又は第二項の条件に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十九条第五号中「第五十七条の八第一項」を「第五十七条の七第一項」に改め、同条第十四号を削る。

第八十条第一号中「第五十七条の八第二項第二号」を「第五十七条の七第二項第二号」に改め、同号を同条第一号の五とし、同号の前に次の四号を加える。

一　第五十一条の二十八第一項の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を提出しなかつた者

一の二　第五十一条の三十一第一項の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

一の三　第五十一条の三十一第一項の規定による立入り、検査、収去若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

一の四　第五十一条の三十三第五項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りその他の行為を拒み、又は妨げた者

第八十条第二号中「第五十七条の八第七項」を「第五十七条の七第七項」に改める。

第八十一条第三号中「第七十九条」を「第七十八条の四、第七十九条」に改める。

第八十二条第二号中「第四十三条の三第二項」を「第四十三条の二の二第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　第十二条の五の二第一項若しくは第三項、第二十二条の七の三第一項若しくは第三項、第四十三条の三第一項若しくは第三項、第四十三条の三の三十三第一項若しくは第三項、第四十三条の二十六の四第一項若しくは第三項、第五十条の四の三第一項若しくは第三項、第五十一条の二十四の三第一項若しくは第三項若しくは第五十七条の四第一項若しくは第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をした者

第八十三条中「第五十七条の八第三項」を「第五十七条の七第三項」に改める。

第八十四条及び第八十五条第一項第一号中「第七十八条の四」を「第七十八条の五」に改める。

第三条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

目次
第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　製錬の事業に関する規制（第三条―第十二条の七）
第三章　加工の事業に関する規制（第十三条―第二十二条の九）
第四章　原子炉の設置、運転等に関する規制
　第一節　試験研究用等原子炉の設置、運転等に関する規制（第二十三条―第四十三条の三の四）
　第二節　発電用原子炉の設置、運転等に関する規制（第四十三条の三の五―第四十三条の三の三十五）